

## 野洲市まちづくり基本条例推進委員会（第7回）会議要録

平成21年2月19日（木）  
コミュニティセンターやす 第1会議室

開会 13時30分

### あいさつ （委員長）

本日の委員会では、第4の論点である発議に関する事、第5の論点である投票資格者を中心に、第6回委員会資料及び事前の協議で各委員が勉強された内容や集められた情報をもとに審議をお願いします。

### 論点第4.～発議と実施の流れについて～

#### 発議（請求）資格者について （事務局説明）

これまで各委員からいただいたご意見は第6回委員会資料でまとめており、その方向性は以下のとおりであった。

『まちづくり基本条例（以下「基本条例」）に規定されているまちを構成する主体として「住民、市議会、市長の三者」を発議資格者とすることが当然のことと思われる。ではなぜ、基本条例の住民投票の規定では削除されたのか。市議会修正提案の理由は、「発議や住民投票権の規定は、16歳以上の住民を原則とすることを否定するものではないが、市長が「本条例は理念条例である」と位置づけられていること、また、国民投票法案が可決成立したことなどの社会状況を鑑み、具体的な内容は住民投票条例での議論に委ねる。」というものであった。これを受け、住民投票条例では三者を発議資格者として規定しようとするもの』

#### （意見）

- ・「住民、市議会、市長の三者」を発議資格者とすることについて、基本条例に規定されていないので、住民投票制度のなかで議論のうえ制度化を図るものであるが、基本条例においても明示しておくことが必要ではないか。
- ・基本条例の改正を求めていくということなのか。これまでの議論の流れとして、基本条例の制定後、住民投票制度について本委員会に委ねられているものであり、基本条例に遡る必要はないのではないか。
- ・先例として基本条例に規定されている例もあるし、そうでない例もある。
- ・基本条例は、まちづくりの最高規範（憲法）であるので、4年を超えない範囲での見直し条項があるので、そのなかで見直しを検討すればよい。
- ・基本条例では、条例で別に定めるということが規定されているので、発議や細部について

も住民投票条例に規定すればよい。

- ・委員会の意見として、基本条例においても明示し整合を図ることが必要ではないか、という意見も併記して整理しておきたい。

### **市議会の発議について**

(意見)

- ・市議会の発議については、議会提案の要件など、市議会のご意見をお聞きしたうえで、市において規定されていくべきである。

### **市長の発議について**

(意見)

- ・市長は単独で発議されるべきものなのか、市議会と相談のうえ決定されるべきものなのか、先例ではどうか。

(事務局説明)

他市の先例では、市長は自ら発議をすることができるものと規定する例が大半である。稀なケースとして、市議会の同意を得る例や市民の委員会に諮問される例なども見受けられる。

(意見)

- ・市長が個人として判断されるものと考えなのか。
- ・市長自身の考えとその執行権限を支える執行部の考えも含めた判断がなされるものと思われる。
- ・市長は選挙で選ばれた公職にある方なので、個人的な意見として発議されるものではなく、市行政の考えを代表した意見として発議されるものである。
- ・市行政の長としてその権限において市民の総意を確認すべきか否か判断され、発議されることでよい。

### **住民の発議について**

(事務局説明)

先例の自治体では、発議できる人は投票資格者と同一とされている。

住民発議において必要な署名者数には明確な基準はない。このため、投票資格者の1/3以上から1/10以上の数の署名を求めるケースなどが見受けられ、市議会との協議や議決など、その関係性を勘案した制度設計もなされている。また、投票実施までの流れをみると、岸和田市のように1/4以上の多数の署名を集めて即投票を実施する例や、名張市のように1/50以上という少ない署名数の場合は、市議会の議決を経て実施し、1/4以上という多数の署名のケースは投票を実施するという二つのパターンを規定する例や、最近制定された川崎市のように市議会へ協議を求め、2/3以上の反対があれば実施しない例などがある。

(意見)

- ・これまで意見があったように委員会の提言としては名張市の2つのパターンを設けている

例がよいのではないか。

- ・ 1 / 5 0 以上という少ない署名数の場合は、市議会の議決を経て実施し、1 / 4 以上という多数の署名のケースは投票を実施するという二つのパターンを併用することで委員会の提言として、市議会からの意見を踏まえて制度化が図れるとよい。

## 論点第 5 . ~ 投票資格者について ~

### 投票資格者の年齢要件について

(事務局説明)

これまで各委員からいただいたご意見は第 6 回委員会資料でまとめており、その方向性は以下のとおり

『 1 6 歳の提案時の「若い世代にまちづくりへの積極的な参加を促す」という理由がわかりやすいものであった。若い世代のまちづくりへの参加意識を高めるために様々な手法や制度化が必要だが、住民投票の年齢要件としては 1 8 歳が望ましいのではないか。

原則 1 6 歳という規定であったが、事案によって投票年齢を変えることについては、重要事項が発生した時点で年齢要件の決定が必要となり、現実的ではない。』

(意見)

- ・ 国立国会図書館「主要国の各種法定年齢」という参考文献から海外の選挙権年齢をみると、その大勢が 1 8 歳である。
- ・ 国民投票法は 1 8 歳と規定され、2 2 年 5 月 1 8 日の施行が決まっている。
- ・ 委員のみなさんのお考えを聞くと「1 8 歳でなければならない」というものではなく、過去の経緯や海外の事例、国の動きなどを勘案して「1 8 歳が望ましい」というものではないか。
- ・ 事案によって年齢要件を変えるという意図はわかるが、事案が発生した時点で誰がどうやってその年齢を決定していくかが不明であり、現実的ではないため、明確に年齢は規定しておくべき。
- ・ 満年齢 1 8 歳以上が望ましいということを提言していくことでよい。

### 投票資格者の国籍要件について

(意見)

- ・ 永住外国人を位置づけることについて、異論はなかったと思う。
- ・ 永住者と定住者の違いがよくわからない。
- ・ 外国人を位置づけることについて、「市民」と「住民」の定義について、それが議論の前提となっていると思うがどうか。

(事務局説明)

- ・ 基本条例では、市民の知恵と力をまちづくりに生かすため、「市民」を広く定義付けしているが、住民投票制度では「住民」に限定し、「市内に住所を有する者」としていくものというご意見であった。また、基本条例の当初提案では、住民には外国人も当然含まれる

ものという考え方が示されていた。

そのうえで、外国人登録法に基づく本市の外国人登録者のうち、いずれの在留資格まで投票資格を認めるのか、ということになるが、ご意見では永住されている外国人の方を認めていこうとするものであり、出入国管理法等が規定する外国人の在留資格のうち、永住することができる資格となる「永住者」と「特別永住者」を永住外国人として規定することとなる。

なお、「永住者」は、法務大臣により当該外国人が日本に永住することが日本の国益に合致すると認められた者に限って、与えられる資格であり、「定住者」は、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者である。

(意見)

- ・外国人の方でどのような資格の方まで認めるのか、ということになるが、永住者と特別永住者の方以外の方をなぜ、除外するのかということも説明が必要。
- ・永住外国人だけとした場合には、それ以外の在留資格の方には投票資格がないという考えだが、他の事例では「定住者」には資格を付与されていないのか。

(事務局説明)

他市の例では、「永住者」と「特別永住者」を規定されている例は大半であり、それ以外の在留資格まで認めておられる例は、岸和田市、大和市、川崎市で在留期間を3年以上の方に限定して認められている。その理由として入国管理法の規定では在留期間の最高が3年であることから、3年を超えて在留するためには少なくとも1度は更新の手続がなされており、引き続き在留の意向があるということからであった。

(意見)

- ・「永住者」と「特別永住者」以外の在留資格を有する方まで認めるかどうかは、行政において専門的観点から検討をいただくということとすべき。

## 論点第6.～情報提供と投票運動について～ 第7.～住民投票の執行等について～

### 情報提供について

(事務局説明)

他市の参考事例では、市長または選挙管理委員会は、市広報その他の適当な方法により、発議の趣旨や投票に関する必要な判断材料となる情報を提供することが規定されている。また、公開討論会やシンポジウムの実施なども規定されている例もある。いずれの場合も、投票資格者が投票の判断に資するために必要な情報について、中立性の保持に留意して提供していくことが必要である。

(意見)

- ・市長からの情報提供と、選挙管理委員会からの情報提供があるが、その違いについてはどうなのか。

(事務局)

第7の論点で整理いただいたとおり、住民投票は市長が執行すること、さらにはその管理及び実行に関する事務は、市長から選挙管理委員会に委任することが適当と思われる。そうしたことから、情報提供についても、市長と選挙管理委員会のいずれかが規定されている。住民の発議のケースについても、その要旨を執行者である市長または委任を受けた選挙管理委員会が中立性を保持して情報提供するというもの。

(意見)

- ・ 答申としては、もう少しわかりやすい表現が必要と思われる。
- ・ 基本条例においては、住民投票は市が執行することが明示されていることから、市長が執行することでよい。更に、選挙管理委員会は、投開票事務における専門的な執行機関であり、市長からその執行に関する事務権限を委任することが適当である。

### 投票運動について

(事務局説明)

住民投票は、公職選挙法の適用を受けない独自の制度であるため、基本的に投票運動の制限はないこととなる。そのため、他市の例では住民投票に関する投票運動は自由とすることを規定したうえで、公平な投票運動が実施されるために、買収、脅迫等、投票資格者の自由な意思が拘束または干渉されるようなことにならないよう規定されている。

(意見)

- ・ 第7の論点にもなるが、川崎市の例では選挙同日に執行されることが規定されているが、選挙運動と投票運動がうまくいくのか疑問である。同日に行う場合で、一方では個別訪問が禁止されているが、住民投票の運動では個別訪問が可能となるといったことになり、相当の混乱が危惧される。選挙の費用からいうと効率的だとは思いますがこうしたことは疑問に思う。

(事務局説明)

- ・ 川崎市では「住民投票が選挙と同日に実施される場合、選挙と住民投票の投票を併せて行うことによる住民の負担軽減、また、選挙と住民投票の事務を共有することにより費用軽減が見込まれることなどのメリットがある。しかし、住民投票の投票運動を行う主体が「政治活動を行う団体」と認められるときは、当該選挙の選挙運動期間中及び投票日において公職選挙法の規定により、原則として一定の政治活動が禁止されることになるため、住民団体等はどうのような投票運動ならば行うことが可能かなどを整理したうえで、住民団体、議員、市長などの各主体が平等、公平な立場で投票運動を行える制度になるよう十分留意する必要がある。」と提言されている。

(意見)

- ・ 国民投票の投票運動はどうか、ということも参考にしておくべき。
- ・ 投票日の設定についても、30日～90日と幅が広いが、そのあたりも必要な日数の提言が必要なのではないか。

## その他

- ・第3の論点「何を対象に住民投票を実施するのか、市政に関する重要事項」について、もう少し議論を深めておく必要があり、次回以降の議論としたい。
- ・本委員会は、住民投票制度の審議であり、答申事項は、住民投票条例案ではなく、住民投票に関する考え方、骨格を整理して答申していくものという理解しておく。
- ・前回委員会でスケジュールを確認したとおり、答申後に市において条例案を作成されていくが、その案作りについても委員代表が参画して、答申の内容と整合のとれた条例案となるよう確認していくもの。

**閉会 15時05分**